

国立大学法人京都大学教員就業特例規則

平成16年4月1日

達示第71号制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第3項の規定に基づき、教員の職務とその責任の特殊性を考慮して、教員の採用、昇任、降任、配置換、出向、懲戒、研修等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、教授、助教授、講師及び助手をいう。

2 この規則において「教授会等」とは、教授会及びこれに代わる会議をいう。

(採用及び昇任の方法)

第3条 教員の採用及び昇任は、選考による。

2 教員の採用及び昇任のための選考基準は、教育研究評議会の議に基づき、総長が定める。

3 教員の採用及び昇任のための選考は、前項の選考基準により教授会等の議に基づき、総長が行う。

4 前項の選考について教授会等が審議する場合において、その教授会等が置かれる組織の長(以下「組織の長」という。)は、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会等に対して意見を述べることができる。

(休職の期間)

第4条 心身の故障のため長期の休養を要する場合の教員の休職の期間は、個々の場合について、教育研究評議会の議に基づき総長が定める。

(降任及び解雇)

第5条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

2 教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。

3 教育研究評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。

4 教育研究評議会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴する。

5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

(配置換及び出向)

第6条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(定年)

第7条 教員の定年及び定年退職日(定年に達した日から起算して1年を超えない範囲内に限る)は、教育研究評議会の議を経て総長が定める。

(定年の特例)

第8条 大学院法学研究科附属法政実務交流センター法科大学院準備部門教授の定年は、就業規則第22条第1項第1号の規定にかかわらず、満70歳とする。

(懲戒)

第9条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(勤務成績の評定)

第10条 教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議により総長が定める基準に基づき、教授会等の議により、その組織の長が行う。

(研修)

第11条 教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学は、教員に、研修を受ける機会を与えるものとする。

(研修の機会)

第12条 大学は、教員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めるものとする。

2 教員は、教育研究に支障のない限り、組織の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、教授会等の議に基づき、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(その他)

第13条 教員の教育研究にかかわる勤務条件は、教育研究評議会の議を経て総長が定める。

2 本規則の改正、廃止については、教育研究評議会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。